

内部監査委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人東洋文庫における公的研究費等取扱規程第7条第1項に基づき、公益財団法人東洋文庫（以下「文庫」という。）に置く内部監査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 交付を受けた公的研究費等の書面審査と実地監査の実施
- 二 モニタリングの実施、体制整備及び検証
- 三 公的研究費の管理体制に不備がないか検証の実施
- 四 その他内部監査に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事長（最高管理責任者）
- 二 専務理事（統括管理責任者）
- 三 研究部長
- 四 図書部長
- 五 普及展示部長
- 六 会計課長
- 七 その他理事長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。委員長は、内部監査を適正に実施するため、対象者に対して質問し、関係資料の提出、事実の説明その他必要事項の報告等を求めることができる。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

2007年11月1日施行

2015年4月1日改訂

2021年10月27日第2次改定